

上下水道政策の基本的なあり方検討会 設置趣旨

1. 設置趣旨

従来、水道行政は厚生労働省が、下水道行政は国土交通省が所管し、各種施策を推進してきた。本年4月より、水道行政が国土交通省及び環境省へ移管され、国土交通省においては、新たに上下水道審議官グループが発足し、水道・下水道行政を一体として担っていくこととなったところである。

水道・下水道は、それぞれの法律の目的にもあるように、清浄にして豊富低廉な水の供給、あるいは下水の適切な排除・処理により、公衆衛生の向上や生活環境の改善、都市の健全な発達、公共用水域の水質保全を図る国民生活にとって必要不可欠なインフラである。

一方で、水道・下水道を取り巻く環境は、人口減少による収入減、職員の減少、老朽化施設の増加、自然災害の激甚化等厳しさを増すとともに、脱炭素、経済・食料安全保障への対応等新たな課題への対応も求められる等その役割は拡大しており、強靱で持続的な上下水道を実現するためには、共通点や相違点を踏まえ、水道・下水道の連携に加え上下水道以外の分野との連携を図りつつ、様々な社会的要請に適切に対応し、進化していく必要がある。

このため、今後の上下水道政策の基本的なあり方について検討を行うことを目的として、学識経験者、地方公共団体、関係団体からなる「上下水道政策の基本的なあり方検討会」を設置するものである。

2. 審議事項

- ・2050年の社会経済情勢を見据え、強靱で持続的、また、多様な社会的要請に応える上下水道システムへ進化するための基本的な方向性(基本方針)は如何にあるべきか。